

介保 第 112 号  
令和 6 年 7 月 19 日

高齢者福祉施設の管理者様

奈良県医療・介護保険局介護保険課長  
( 公 印 省 略 )

### 熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（再周知）

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進について、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

気温の高い日が続く今夏において、一人ひとりに対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期すことが重要です。

これを踏まえ、厚生労働省から別添のとおり再周知依頼がありましたので周知します。

なお、昨年度に引き続き令和6年4月24日から環境省と気象庁が連携し、「熱中症警戒アラート」が運用開始されおります。「熱中症警戒アラート」は熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表されるもので、適切な熱中症予防行動を効果的に促すための情報となっています。

貴施設におかれましては、これらをご活用いただき、熱中症への注意が特に必要な高齢者に対して、職員等が協力して注意深く見守る等、重点的な対応をお願いいたします。

#### ○ 添付資料

- 熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（再周知依頼）  
(令和6年7月17日付け事務連絡厚生労働省通知)

奈良県介護保険課 事業者支援係  
TEL:0742-27-8532  
Mail:choju@office.pref.nara.lg.jp